

改正 育児・介護休業法、職場のハラスメント

防止対策説明会のお知らせ

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から、雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化、産後パパ育休制度などが順次施行されます。

また、令和4年4月から、中小企業においても、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主の義務となります。

香川労働局では、事業主の皆さまに改正法に沿った取組みがすすめるため、説明会を開催します。是非、ご参加ください。



日時： **令和3年12月23日(木)**

時間： **午前の部 10:00～11:30**、**午後の部 13:30～15:00**

※午前の部は、12月22日(水)開催。

午後の部 13:30～15:00 (受付13:00～)

場所：高松サポート合同庁舎 大会議室

高松市サポート3番7号2階(要です)

※駐車場はありません。公共交通機関でお越しください。

定員：80名(要申込) 申し込み締めきり12月15日(水)

◆新型コロナウイルス感染症対策に◆

- ◎マスクの着用をお願いします
- ◎当日の体調不良は、ご来場をお控えください
- ◎会場内での飲食はご遠慮ください。対策へのご協力をお願いします

【説明会内容】

①育児・介護休業法について
②職場のハラスメント防止対策について
③労働契約法に基づく行動計画の策定について

説明会終了後に「個別相談会」を実施します。

個別相談会は、労働政策推進支援センターと香川産業保健総合支援センターの協力を得て実施いたしますので、ご利用ください。

香川労働局 雇用環境・均等室

〒760-0019

高松市サポート3-33

サポート合同庁舎北館2階

TEL 087-811-8924

説明会・個別相談会に参加ご希望の方は裏面の参加申込書にご記入の上、FAXでお申込みください



FAX 087-811-8935

※改正法についての最新情報を、香川労働局ホームページに随時掲載していきます。

「改正育児・介護休業法、

職場のハラスメント防止対策説明会」参加申込書

開催日：令和3年12月23日（木）、24日（金）

※申し込み締めきり 令和3年12月15日（水）

事業所名	
所在地	
電話番号	
所属・役職・氏名	(※1事業所につき1名までご記入いただけます。)
参加希望日 ※希望する時間帯に ○をしてください	① 12/23(木) 9:00～11:30 ② 12/24(金) 9:30～11:30 (個別相談会はありません) ③ 12/24(金) 13:30～15:00
説明会当日の 個別相談会への 参加希望	(○をつけて下さい) 上の項目の項目の個別相談会を希望するか口にチェックしてください <input type="checkbox"/> 職場のハラスメント防止対策 <input type="checkbox"/> その他 ()
※希望無しとした も当日の参加	聞きたい内容をご記入ください



FAX 送信先
労働局雇用環境・均等室（指導担当）
087-811-8935

※先着順となりますので、定員を超えた場合は、こちらから連絡いたします。